

外務省所管の工事請負契約等に係る指名停止等の措置に係る  
苦情処理手続要領

(対象となる措置)

第1 本手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- 一 外務省所管の工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領（平成21年3月4日決定。以下「措置要領」という。）の規定による指名停止（期間及び措置対象区域の変更を含む。以下「指名停止」という。）
- 二 措置要領の規定による警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

(期間の計算)

第2 期間の計算については、民法の（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従う。

- 2 期間の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（第5第1項及び第11条第1項において「休日」という。）に当たるときは、期間は翌日に満了する。

(指名停止の理由の明示及び不服の申出、苦情申立てについての教示)

第3 会計課長（措置要領第1第1項の会計課長をいう。以下同じ。）は、措置要領第6第1項の規定による通知又は警告等を行う場合において、指名停止又は警告等の理由を明らかにするものとともに、当該措置について不服の申出、苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

第4 不服の申出

会計課長は、指名停止又は警告等の措置を受けた者が、その措置の理由等について不服があるとの申出があつた場合は、当該申出の内容を検討し、回答するものとする。

(苦情申立て)

第5 指名停止の措置を受けた者で、第4の規定による会計課長の回答について不服がある場合には、当該回答について、書面（次項及び第8において「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる次項を記載するものとする。
  - 一 申立者の商号又は名称並びに住所
  - 二 申立てに係る措置
  - 三 申立ての趣旨及び理由
  - 四 申立ての年月日
- 3 苦情申立ては、当該指名停止の期間内に行うものとする。

( 苦情申立てに対する回答 )

- 第6 会計課長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日から起算して7日以内( 休日を除く。 )に書面により回答するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期限を延長することがある。
  - 3 会計課長は、第1項に規定する回答を行うにあたって、必要があるときは入札監視委員会等の第三者機関の意見を聴くことができるものとする。

( 苦情申立ての却下 )

- 第7 会計課長は、第5第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下できるものとする。

( 苦情処理結果の公表 )

- 第8 会計課長は、第6第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を必要により適宜の方法で公表するものとする。

附則 この要領は、平成21年3月4日から施行する。